

平成 26 年 6 月 10 日

近検協第 26-018 号

報告会社 御中

一般社団法人
近畿ブロック昇降機等検査協議会



平成 26 年度 5 月分 受付状況ご通知 (月報)

拝啓、入梅の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、5 月末締めのお受け台数は 10,099 台で本年度累計は 22,282 台、前年同月比 96.7%前年度累計比 101.3%となりました。

つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 兵庫県の指導

兵庫県に報告する定期検査報告書(第二面)第 1 項の記載について、

① 新規物件については必ず記載するよう指導がありました。

② 古い物件で初回報告する場合

昇降機には問題はないが、建物等に問題があり定期検査報告書(第二面)第 1 項に記載できない場合を除いて、所有者や管理者へ確認しても不明な場合には、報告書(第二面)備考欄へ「第二面第 1 項の未記入については、調査しましたが不明であるため。」等と記入できない理由を記載して下さい。

ただし、昇降機には問題はないが、建物等に問題があり定期検査報告書(第二面)第 1 項に記載できない場合には、事前に兵庫県へ相談するよう指導がありました。

③ 既存物件においても、所有者や管理者へ確認しても不明な場合には、新規物件と同様に備考欄へ記入できない理由を記載願います。

④ 新規物件については、4 月に遡り実施中ですが、既存物件については、7 月 1 日以降の未記入物件は返却させていただきます。

2. 完了届の提出について

指摘箇所を改善した場合に改善完了届を提出いただくこととなっています。

改善完了後は速やかに完了届書を作成しご提出願います。

3. 所有者・管理者・検査者欄の F A X 番号等について

要是正(既存不適格を除く)及び要重点点検指摘以外の定期検査報告概要書は、今年度 4 月より当協議会で作成し行政庁へ報告していますが、概要書と報告書との差異を軽減する為、F A X 番号等の様式の項目に無い事項を記載の場合には、必ず抹消してご提出いただきますよう徹底願いま

す。記載されたままご提出された場合には、協議会で抹消し訂正印を押印し、行政報告しますのでご理解願います。

4. 定期検査報告書(第三面)の記載について

定期検査報告書(第三面)については、いたずらや、利用者等の不注意等が原因で異常や停止が発生し、部品の交換や装置の調整等を行わない場合は、定期検査報告書(第三面)の作成は不要です。詳しくは、「昇降機定期検査報告書 作成要領(2013年版)」のP9を参照下さい。

5. 「昇降機検査資格者講習」申込書の送付について

平成 26 年度国土交通大臣登録「昇降機検査資格者講習」申込み案内が(一財)日本建築設備・昇降機センターより当協議会へ送達されました。申し込み案内の送付を依頼される場合は、申込み案内書の部数・下記送付用の切手・送付先とご担当者名を明記し、当協議会へ申し込んで下さい。

送付用の切手の金額

1部	140円	2部	205円	3~5部	250円	6~10部	400円
----	------	----	------	------	------	-------	------

11部以上は着払いでヤマト運輸か日本空輸で送付いたします。

受講申込み期間は、5月26日~7月14日です。

その他

7月1日(火)は弊協議会の創立記念日となっております。

当日は職員全員休日としますので報告書受付や、お問い合わせに関しましてはご対応いたしかねますのでご理解いただきますようお願いいたします。

以上